



2021年4月28日

各位

会社名 日鉄ソリューションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 宏之
(コード：2327、東証第一部)
問合せ先 管理本部 総務部長 日下 尚志
(TEL. 03-6899-6000)

当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、2021年6月18日開催予定の当社第41期定時株主総会で、定款の一部変更を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2021年2月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設・削除等、その他所要の整備を図るため、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります(変更後の定款案第4条、第29条及び第30条並びに現行定款第21条第2項、第22条、第25条から第29条まで及び第31条)。
- (2) 監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期に関する規定を新設するとともに、監査等委員である取締役の報酬等を含め取締役の報酬等の決定方法に関する規定を定款上も明確にするため新設するものであります(変更後の定款案第19条、第20条第2項、第21条及び第22条)。
- (3) 取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります(変更後の定款案第26条)。
- (4) 上記の他、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります(変更後の定款案第11条、第12条、第14条、第23条、第24条、第

27条、第31条及び附則第1条並びに現行定款第20条及び第32条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月18日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 2021年6月18日 (金曜日)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機関)</u></p>
<p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 条 <u>本会社は、株主総会及び取締役の</u></p>
<p>(公告方法)</p>	<p><u>ほか、次の機関を置く。</u></p>
<p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p>1. <u>取締役会</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>2. <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 5 条～第 9 条 (条文省略)</p>	<p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行通り)</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条～第 9 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 10 条 (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式取扱規程)</u></p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 11 条 <u>本会社の株式に関する事項は、</u></p>
<p>(定時株主総会の招集)</p>	<p><u>法令又は本定款のほか、取締役</u></p>
<p>第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度 (毎</p>	<p><u>会において定める株式取扱規程</u></p>
<p>年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま</p>	<p><u>による。</u></p>
<p>で) の終了後 3 ヶ月以内に招集す</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>る。</p>	<p>(定時株主総会の招集)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p>	<p>第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終</p>
<p>第 11 条 (条文省略)</p>	<p>了後 3 ヶ月以内に招集する。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>第 12 条 取締役社長が株主総会の議長と</p>	<p>第 13 条 (現行通り)</p>
<p>す。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>(議長)</p>	<p>第 14 条 <u>株主総会は、取締役社長が招集</u></p>
<p>第 12 条 取締役社長が株主総会の議長と</p>	<p>す。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>なる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 13 条～第 16 条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第 17 条 本会社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任）</p> <p>第 18 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>②（条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>し、その議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 15 条～第 18 条（現行通り）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第 19 条 本会社の取締役は、<u>13</u> 名以内とする。</p> <p>② <u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名とする。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第 20 条（現行通り）</p> <p>② <u>取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③（現行通り）</p> <p>（任期）</p> <p>第 21 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>とする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(代表取締役)</u></p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選ぶ。</u></p>
<p><u>(取締役会)</u></p> <p>第 20 条 <u>本会社は、取締役会を置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(取締役会の招集)</u></p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、取締役社長が招集する。</u></p>	<p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u></p>
(新設)	<p>② <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役会を招集する者は、取締役会の日^の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 22 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 23 条 本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締</p>	<p>③ 取締役会を招集する者は、取締役会の日^の3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 26 条 <u>本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p>第 27 条 本会社は、<u>法令の定めるところにより、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（取締役であった者を含む。）</u>が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がな</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</p> <p>② 本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。</p> <p>第 5 章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 <u>監査役、監査役会及び会計監査人</u></p> <p>(監査役)</p> <p>第 25 条 <u>本会社は、監査役を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 26 条 <u>本会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>い場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</p> <p>② 本会社は、<u>法令の定めるところにより、</u>取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。</p> <p>第 5 章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 (現行通り)</p> <p>第 6 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任)</u></p> <p>第 27 条 <u>監査役を選任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠として選任された監査役の任期)</u></p> <p>第 28 条 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第 29 条 <u>本会社は、監査役会を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日 3 日前までに、各監査役に対してその通知を発する。</u></p> <p><u>(責任免除)</u></p> <p>第 31 条 <u>本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選ぶ。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会を招集する者は、監査等委員会の日 3 日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を監査役と締結することができる。</u></p> <p>(会計監査人) <u>第32条 本会社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(新設)</p> <p>第33条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第31条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第32条～第34条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 第 41 期定時株主総会の終結前の行為に関する監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 31 条第 1 項に定めるところによる。</u></p>

以上